

2016年1月15日

年金受給者・待期者の皆様へ

第一三共グループ企業年金基金

理事長 加村 典正

個人番号（マイナンバー）制度に関するお知らせ

拝啓 平素は、当基金運営にご理解を賜り誠に有難うございます。

さて、本年1月以降に社会保障、税、災害対策の分野で個人番号（以下マイナンバー）が利用されることになりました。

当基金においては、2016年1月以降の年金・一時金支払に係る法定調書（*1）へマイナンバーを記載することが義務づけられました。

このため本来は、受給者の方（*2）や待期者の方（年金及び一時金を受給された時に提出）からマイナンバーを基金に提出して頂くこととなりますが、当基金としては、事務の負担等を勘案して「企業年金連合会（以下連合会*3）を通じて、国から直接マイナンバーを受領する」ことと致しました。

よって、皆様から当基金へのマイナンバーの提出は、原則として必要ありません。

なお、連合会を通じて皆様の個人番号が確認できなかった場合等には、当基金から直接ご確認をする場合もありますのでご了承下さい。

また、当基金は連合会から入手した皆様のマイナンバーは、「特定個人情報の取扱いに関する基本方針」（*4）及び「特定個人情報取扱い規程」を策定し、厳正な管理の下で安全かつ適切に取り扱います。

（ご参考） 当基金が採用する「連合会を通じて、国からマイナンバーを取得する方法」は、法律に基づき企業年金基金に認められておりますので、ご理解のほどお願い致します。

*1 法定調書…受給者の方は「公的年金等の源泉徴収票」が、待期者の方は「同源泉徴収票」（年金選択の場合）か「退職所得の受給に関する申告書」（一時金選択の場合、但しマイナンバーの対象となるのは2016年1月以降退職され一時金選択された方や2015年12月以前退職で課税所得年が2016年以降の方）が該当します。

*2 遺族年金受給者の方は、マイナンバーの記載を義務付けられていませんので、マイナンバーの収集対象外です。

*3 企業年金連合会…短期間で退職された方の年金通算のための事業や各種年金情報を提供する公的団体です。

*4 特定個人情報の基本方針は、当基金ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

敬具